

## 後期高齢者医療保険料 特別徴収平準化のお知らせ

後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金天引き)による納付額を一年を通じて均等に平準化するため、次の人を対象に、令和4年度の後期高齢者医療保険料仮徴収額変更通知書を6月初旬に発送します。

- ◆対象/仮徴収額(4～8月までの年金天引き額)が、本徴収額(10月～令和5年2月までの年金天引き額)に比べて大きくなると見込まれる被保険者



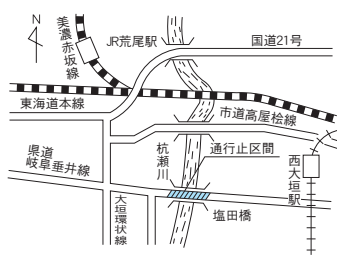
◆問合せ/国保医療課福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140)

## 塩田橋 一時通行止め

6/4(土)午後11時30分 ▶ 6/5(日)午前1時30分

県道岐阜垂井線の杭瀬川にかかる塩田橋(久瀬川町～静里町)が、6月4日(土)の午後11時30分から5日(日)の午前1時30分まで通行止めになります。

これは、橋の両側に設置してある水害防止用の鉄製陸閘の作動点検を行うためです。ご理解とご協力をお願いします。詳しくは、管理課(☎47-8616)へ。



## 蚊のいない環境をつくりましょう!

蚊は、デング熱やジカウイルス感染症などのさまざまな感染症を媒介します。

蚊に刺されないためには、蚊の発生源をなくしていく取り組みが必要です。また、屋外ではできるだけ長そで長ズボンなどを着用して、虫よけなどを適切に使用しましょう。

下表のとおり、蚊の発生しやすい場所と対処方法を知って、蚊のいない環境をつくりましょう。詳しくは、市HPをご覧ください。環境衛生課(☎47-8571)へ。



蚊の発生しやすい場所	対処方法
屋外で雨水が溜まっている容器や古タイヤ、シートのくぼみ など	不要な容器やタイヤは処分し、シートはたるみをなくするなど、水が溜まらないようにする
雨水ますや排水ます	定期的に清掃する
風通しの悪いやぶ、草むら	定期的にせん定や草刈りを行い、風通しを良くする

## 快適な暮らしを支える下水道

### 下水道に流すと良くないもの

下水道は何を流してもいいというわけではありません。

トイレに水に溶けにくいティッシュ・紙おむつ・生理用品などを流すこと、台所に食べ残しなどの固形物、天ぷら油などの廃油を流すことは、排水管の詰まりの原因となります。

一人一人がルールを守り、下水道を正しく使いましょう。



※『トイレに流せる』ティッシュやクリーナーなどであっても、多量に流すと、排水管の詰まりの原因になりますので、少量ずつ流すなどのご配慮をお願いします

### 下水道への切り替えはお早めに

市は、清潔で住みよい街にするため、下水道を整備しています。お住まいの地域で、下水道が利用できるようになりましたら、お早めに切り替えていただきますようお願いいたします。

工事費用の見積もりや施工は、市指定の下水道排水設備指定工事店(市HPに一覧を掲載)にご依頼ください。

【問合せ】 下水道課 (☎47-8714)

## 生け垣・花壇の設置に補助します

市は、緑化に取り組む団体・個人に次の補助金を交付しています。申請をお考えの際は、事業実施前に公園みどり課(☎47-8409)へ。

### 生け垣設置事業補助金

- ◆対象/市の基準を満たす生け垣を新たに設置する団体・個人
- ◆補助金額/補助対象事業費の2分の1以内で、上限7万円 ※ブロック塀を取り壊す場合は、上限10万円

### 花壇設置等事業補助金

- ◆対象/市の基準を満たす花壇を新たに設置する団体・個人
- ◆補助金額/上限10万円(材料費など)



事業を利用して設置された花壇



### 道路事故防止のための情報提供

市は、市道の維持管理の一環として道路パトロールを行い、道路の不具合箇所の早期発見に努めています。

道路に空いた穴や、側溝の蓋割れ、カーブミラーの向きずれなどを発見された場合は、道路課(☎47-8634、e-mail: douroka@city.ogaki.lg.jp)へご連絡ください。

### 大垣警察署からのお知らせ ～空き巣被害が多発～

令和4年に入ってから、大垣警察署管内で住宅を狙った侵入窃盗の被害が多発しています。特に、空き巣被害が今年1～3月に17件発生し、前年同時期より12件多くなっています。

わずかな時間でも外出する時は必ず施錠し、防犯カメラやセンサーライトの設置などの対策もお願いします。

不審者や不審車両を見かけたら、110番通報をお願いします。



### 審議会などの傍聴ができます

障がい者の暮らしを支える協議会 担当:障がい福祉課 (☎47-7162)		
5/20(金)	13:30～15:00	市役所8階 大会議室
・令和4年度 協議会各部会の年間計画について ほか		
人権のまちづくり懇話会 担当:人権擁護推進室 (☎47-8576)		
5/23(月)	13:30～15:00	市役所6階 教育委員会室
・人権施策推進指針の改定について ほか		
男女共同参画推進審議会 担当:男女共同参画推進室 (☎47-8549)		
5/30(月)	9:30～12:00	サイトピアセンター学習館4階 男女共同参画活動室
・第四次男女共同参画プランの進捗状況とプランの改定について ほか		